

埼玉県教育委員会健康管理医の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会訓令第1号。以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、健康管理医（労働安全衛生法第13条に規定する産業医をいう。以下同じ。）の選任等について必要な事項を定めるものとする。

(配置する機関)

第2条 健康管理医は、本局、教育事務所等及び学校給食調理場に配置する。

2 前項の教育事務所等は、別表に掲げる所属所（以下「所属所」という。）とする。

3 所属所に配置する健康管理医は、埼玉県医師会の推薦等に基づき教育長が定める。

(委嘱方法)

第3条 健康管理医は、労働安全衛生規則に規定する資格を有する医師と前条により健康管理医が配置される各事業場の長（本局にあつては教育総務部長を、所属所にあつては所属所の長を、学校給食調理場にあつては教育総務部福利課長をいう。以下「所属長」という。）との委嘱契約に基づき委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 健康管理医の委嘱期間は、原則として1年とする。

(報酬等)

第5条 健康管理医の報酬等は、当該医師との契約に基づき支払うものとする。

(事故等の補償)

第6条 健康管理医が職務遂行中に生じた傷害及び職務機関への往復による被災については、埼玉県教育委員会が埼玉県医師会の産業医傷害保険に加入することにより補償するものとする。ただし、当該傷害保険に加入できない健康管理医の場合は、別途傷害保険に加入するものとする。

(職務)

第7条 規程第18条に規定する医学に関する専門的知識を有する職務とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 教職員の疾病を予防し、治療の促進を図るため、健康相談を行うとともに、健康の保持増進を図るため、健康教育を行うこと。
- (2) 教職員の健康診断等の結果、有所見者に対し事後指導及び助言を行うこと。
- (3) 教職員の健康管理上必要があると認められる事項について、当該健康管理医が委嘱を受けた所属長に助言するとともに、必要に応じ衛生管理者等に指導を行うこと。
- (4) 教職員の健康診断等の結果（有所見と診断された教職員に係るものに限る。）に基づき、所属長等から意見を求められた場合に意見を述べること。
- (5) 教職員の健康障害を防止するため、当該健康管理医の所管する事業場（本局、所属所

又は学校給食調理場をいう。以下同じ。)の衛生状態等の点検を行うこと。

- (6) 長時間労働を行った者に対し、面接指導等を行うこと。
 - (7) 埼玉県教育委員会が実施するストレスチェックを受けた結果、高ストレス者で医師の面接指導を受ける必要があると判定された者に対し、面接指導等を行うこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、特に統括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。
- 2 学校給食調理場に置く健康管理医は、学校給食調理場を附設する県立学校の健康管理医と協力して当該職務を行うことができる。
 - 3 健康管理医は第1項各号の職務を行うにあたり、次に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 所属長に対して意見を述べること。
 - (2) 教職員の健康管理等を実施するために必要な情報を教職員から収集すること。
 - (3) 教職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、教職員に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。(健康管理医による勧告等)

第8条 健康管理医は、教職員の健康管理等について必要な勧告をしようとするときは、あらかじめその勧告の内容について、所属長の意見を求める。

- 2 健康管理医は、衛生委員会(規程第23条第1項並びに第24条第1項及び第2項の規定により設置される安全衛生委員会又は衛生委員会をいう。第10条において同じ。)に対して、教職員の健康を確保する観点から、必要な調査審議を求めることができる。
(健康管理医に対する情報の提供)

第9条 所属長は、健康管理医に対し次に掲げる情報を提供する。

- (1) 健康診断等、長時間労働者に対する面接指導又はストレスチェックに基づく面接指導実施後の既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報(措置を講じない場合は、その旨及びその理由)
 - (2) 1か月の時間外勤務又は時間外在校等時間(以下この項において「時間外勤務等」という。)が80時間を超えた教職員、又は1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外勤務等の1か月当たりの平均時間が80時間を超えた教職員の氏名及びこれらの教職員に係る時間外勤務等に関する情報
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教職員の業務に関する情報で健康管理医が教職員の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
- 2 前項の情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定める時期に行う。
 - (1) 前項第1号に掲げる情報 健康診断等、長時間労働者に対する面接指導又はストレスチェックに基づく面接指導の結果についての医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供する。

- (2) 前項第2号に掲げる情報 当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供する。
- (3) 前項第3号に掲げる情報 健康管理医から情報の提供を求められた後、速やかに提供する。

(衛生委員会への報告)

第10条 健康管理医が辞任したとき又は健康管理医を解任したときは、その旨及びその理由を遅滞なく衛生委員会で報告する。

2 健康管理医から第8条第1項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を衛生委員会で報告する。

- (1) 勧告の内容
- (2) 勧告を踏まえて講じた措置の内容又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

(記録)

第11条 健康管理医は、第7条第1項第1号から第5号に掲げる職務を行ったときはその結果を別記様式の健康管理医記録表に記載し、所属長に提出するものとする。

2 健康管理医が第7条第1項第6号の職務を行った場合の記録については、「長時間労働者健康相談実施要領」の定めるところによる。

3 健康管理医が第7条第1項第7号の職務を行った場合の記録については、「埼玉県教育委員会ストレスチェック実施要領」の定めるところによる。

4 所属長は、第1項から第3項の規定により提出された記録表（第3項にあつてはその写し）を5年間保存するものとする。

(健康管理医の業務の内容等の周知)

第12条 所属長は、その所属所における健康管理医の業務の具体的な内容、健康管理医に対する健康相談の申出の方法及び健康管理医による心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、次に掲げるいずれかの方法で教職員に周知する。

- (1) 所属所の見やすい場所に掲示し、備え付けること。
- (2) 書面を教職員に交付すること。
- (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、教職員がその記録の内容を常に確認できる機器を設置すること。

(健康相談等の対象者)

第13条 第7条第1項第1号に規定する健康相談及び健康教育並びに同項第2号に規定する事後指導及び助言の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康診断の結果、要観察・要精検・要医療等で保健指導の必要な者
- (2) 健康管理医が保健指導を要すると認めた者
- (3) その他相談を希望する者

(サービス上の取扱い)

第14条 教職員のサービス上の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1項第6号及び第7号に規定する面接指導等の対象者は職務命令とする。
- (2) 前条第1号及び第2号に規定する保健指導の対象者は職務命令とする。
- (3) 前条第3号に規定する者は職務専念義務免除とする。

(庶務)

第15条 健康管理医に関する事務は、教育総務部福利課において処理する。

- 2 健康管理医との委嘱契約に関する事務及び健康管理医の職務活動に関する事務は、各所属所が行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、健康管理医に関し必要な事項は、統括安全衛生管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項第2号及び第2項第2号の規定は、時間外勤務等が施行日以後の期間におけるもののみである場合について適用し、当該時間外勤務等が施行日前の期間におけるものを含む場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条第1項第1号及び第2項第1号の規定は、施行日以後に医師からの意見聴取を行った場合について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

所属名	所属名	所属名	所属名
上尾かしの木特別支援学校	深谷はばたき特別支援学校	浦和第一女子高等学校	川越女子高等学校
上尾特別支援学校	本庄特別支援学校	浦和西高等学校	川越総合高等学校
入間わかき高等特別支援学校	三郷特別支援学校	浦和東高等学校	川越西高等学校
岩槻はるかぜ特別支援学校	宮代特別支援学校	大宮高等学校	川越初雁高等学校
浦和特別支援学校	毛呂山特別支援学校	大宮工業高等学校	川越南高等学校
大宮北特別支援学校	和光特別支援学校	大宮光陵高等学校	北本高等学校
春日部特別支援学校	和光南特別支援学校	大宮商業高等学校	久喜高等学校
川口特別支援学校	埴保己一学園	大宮中央高等学校	久喜工業高等学校
川越特別支援学校	大宮ろう学園	大宮東高等学校	久喜北陽高等学校
川島ひばりが丘特別支援学校	坂戸ろう学園	大宮南高等学校	熊谷高等学校
騎西特別支援学校	羽生ふじ高等学園	大宮武蔵野高等学校	熊谷工業高等学校
行田特別支援学校	上尾高等学校	小鹿野高等学校	熊谷商業高等学校
久喜特別支援学校	上尾鷹の台高等学校	小川高等学校	熊谷女子高等学校
熊谷特別支援学校	上尾橋高等学校	桶川高等学校	熊谷西高等学校
けやき特別支援学校	上尾南高等学校	桶川西高等学校	熊谷農業高等学校
越谷特別支援学校	朝霞高等学校	越生高等学校	栗橋北彩高等学校
越谷西特別支援学校	朝霞西高等学校	春日部高等学校	芸術総合高等学校
さいたま桜高等学園	いずみ高等学校	春日部工業高等学校	鴻巣高等学校
狭山特別支援学校	伊奈学園総合高等学校	春日部女子高等学校	鴻巣女子高等学校
草加かがやき特別支援学校	入間向陽高等学校	春日部東高等学校	越ヶ谷高等学校
秩父特別支援学校	岩槻高等学校	川口高等学校	越谷北高等学校
所沢特別支援学校	岩槻商業高等学校	川口北高等学校	越谷総合技術高等学校
所沢おおぞら特別支援	岩槻北陵高等学校	川口工業高等学校	越谷西高等学校
戸田かけはし高等特別支援学校	浦和高等学校	川口青陵高等学校	越谷東高等学校
蓮田特別支援学校	浦和北高等学校	川口東高等学校	越谷南高等学校
東松山特別支援学校	浦和工業高等学校	川越高等学校	児玉高等学校
日高特別支援学校	浦和商業高等学校	川越工業高等学校	坂戸高等学校

別表(第2条関係)

所 属 名	所 属 名	所 属 名	所 属 名
坂戸西高等学校	秩父農工科学高等学校	羽生高等学校	三郷工業技術高等学校
幸手桜高等学校	鶴ヶ島清風高等学校	羽生実業高等学校	皆野高等学校
狭山経済高等学校	常盤高等学校	羽生第一高等学校	宮代高等学校
狭山工業高等学校	所沢高等学校	飯能高等学校	妻沼高等学校
狭山清陵高等学校	所沢北高等学校	日高高等学校	八潮高等学校
狭山緑陽高等学校	所沢商業高等学校	深谷高等学校	八潮南高等学校
志木高等学校	所沢中央高等学校	深谷商業高等学校	吉川美南高等学校
庄和高等学校	所沢西高等学校	深谷第一高等学校	与野高等学校
白岡高等学校	戸田翔陽高等学校	吹上秋桜高等学校	寄居城北高等学校
進修館高等学校	豊岡高等学校	富士見高等学校	和光高等学校
杉戸高等学校	滑川総合高等学校	ふじみ野高等学校	和光国際高等学校
杉戸農業高等学校	南稜高等学校	不動岡高等学校	鷲宮高等学校
誠和福祉高等学校	新座高等学校	本庄高等学校	蕨高等学校
草加高等学校	新座総合技術高等学校	松伏高等学校	総合教育センター
草加西高等学校	新座柳瀬高等学校	松山高等学校	熊谷図書館
草加東高等学校	蓮田松韻高等学校	松山女子高等学校	
草加南高等学校	鳩ヶ谷高等学校	三郷高等学校	
秩父高等学校	鳩山高等学校	三郷北高等学校	

別記様式（第11条関係）

健康管理医記録表

執務年月日 年 月 日

健康管理医氏名

職場巡視の状況	
健康相談等の概要 種類・件数等	
特記事項	